県本部各部課長

 県下各警察署長

宮城県警察自転車総合管理システム運用要綱の制定について(通達)

盗品等及び拾得等自転車の照会業務については、「宮城県警察情報管理システム運用管理要綱の制定について」(平成17年1月21日付け、宮本情第28号)に基づき、運用してきたところであるが、このたび、現行システムの機器更新に伴って、交番駐在所等に整備された端末からも利用できる新たなシステムを整備したものである。

これに伴い、同システムの適切かつ円滑な運用を図るため、別添のとおり「宮城県警察 自転車総合管理システム運用要綱」を制定し、平成19年1月4日から施行することとし たので通達する。

宮城県警察自転車総合管理システム運用要綱

1 目的

この要綱は、宮城県警察自転車総合管理システム(以下「自転車管理システム」という。)の運用について必要な事項を定め、もって盗品等又は遺失に係る自転車の発見及び被害回復等に資することを目的とする。

2 基本構成

自転車管理システムは、総務部情報管理課に設置する電子計算機、県本部所属及び県 下各警察署に設置する端末装置から構成する。

3 運用所属

自転車管理システムの運用所属は、県本部各所属及び県下各警察署とする。

4 運用管理体制

(1) 総括運用責任者

警察本部に自転車管理システム総括運用責任者を置き、生活安全部長をもって充てる。総括運用責任者は、自転車管理システムの運用全般に関する事務を総括する。

(2) 運用責任者

警察本部に自転車管理システム運用責任者を置き、総務部会計課長、総務部情報管理課長及び生活安全部生活安全企画課長をもって充てる。運用責任者のうち、総務部会計課長は拾得自転車に係る情報の登録等に関する事務、総務部情報管理課長は盗品等自転車に係る手配情報の登録等に関する事務、生活安全部生活安全企画課長は自転車防犯登録カード情報の登録等に関する事務をそれぞれ行う。

(3) 運用管理者

警察署に自転車管理システム運用管理者を置き、所属長をもって充てる。運用管理者は、所属における自転車管理システムの運用に関する事務を行う。

(4) システム管理者

警察本部に自転車管理システム管理者を置き、総務部情報管理課長をもって充てる。 システム管理者は、自転車管理システムの維持管理に関する事務を行う。

5 運用時間

自転車管理システムの運用時間は、原則として24時間運用とする。

6 機能

主たる機能は次のとおりとする。

- (1) 拾得自転車に係る情報の登録等
- (2) 盗品等自転車に係る手配情報の登録等
- (3) 自転車防犯登録カード情報の登録等
- (4) 防犯登録番号及び車体番号等を検索条件として、上記(1)から(3)の情報を検索する

総合照会機能

(5) 各種照会状況表等を出力する統計帳票作成機能

7 アクセス権の付与

アクセス権の付与については、「宮城県警察情報管理システム運用要領」(平成17年1月21日付け宮本情第29号)の規定に基づき、運用管理者からの申請により、システム総括責任者である総務部長が付与する。

8 情報セキュリティ対策

自転車管理システムの運用に係る情報セキュリティ対策については、「宮城県警察情報セキュリティに関する訓令」(平成18年宮城県警察本部訓令第13号)及び「宮城県警察情報セキュリティ対策基準の一部改正について(通達)」(平成18年8月31日付け宮本情第947号)に定めるところによる。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、自転車管理システムの運用について必要な事項は別に 定める。